

**香川県条例第19号**

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例

(香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第1条 香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例(平成5年香川県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示の日」という。)から平成31年3月31日までの間に、省令第2条第1号イに規定する設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p> <p>(1) その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第72条の48第4項から第6項まで、<u>第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示の日」という。)から平成29年3月31日までの間に、省令第2条第1号イに規定する設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p> <p>(1) その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第72条の48第4項から第6項まで、<u>第9項及び第10項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。</u></p> <p>4・5 略</p>

(申請書の提出)  
第4条 略

(申請書の提出)  
第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、法第72条の25、第72条の28、第72条の55（法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）若しくは第745条第1項において準用する法第383条又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第2条 香川県過疎地域における県税の特別措置条例（平成12年香川県条例第83号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域内において、製造の事業、<u>農林水産物等販売業</u>（法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から平成31年3月31日までの間に、同条第1項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係る</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域内において、製造の事業、<u>情報通信技術利用事業</u>（法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から平成29年3月31日までの間に、同条第1項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係る</p>

ものとして次の各号に掲げる場合の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

(1) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

本県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得

新設し、又は増設した当該特別償却設備に係る固定資産の価額

×

当該特別償却設備設置者が本県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備に係る固定資産の価額）

(2) 略

2 略

3 第1項第1号の固定資産の価額、同項第2号の従業者の数及び前項の鉄道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

4 略

(申請書の提出)

第4条 略

ものとして次の各号に掲げる場合の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

(1) その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

本県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得

新設し、又は増設した当該特別償却設備に係る固定資産の価額

×

当該特別償却設備設置者が本県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業の用に供する設備に係る固定資産の価額）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

略

2 略

3 第1項第1号の固定資産の価額、同項第2号の従業者の数及び前項の鉄道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

4 略

(申請書の提出)

第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第3条 香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例（平成27年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 法第5条第19項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。次条において「公示日」という。)から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた認定事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者10人(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者にあつては5人とし、規則で定める場合にあつては規則で定める人数とする。)以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものについて、香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号。以下「県税条例」という。)附則第30項の規定により読み替えられた県税条例第42条の規定又は県税条例第42条の4の規</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 法第5条第19項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。次条において「公示日」という。)から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた認定事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者10人(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者にあつては5人とし、規則で定める場合にあつては規則で定める人数とする。)以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものについて、香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号。以下「県税条例」という。)附則第30項の規定により読み替えられた県税条例第42条の規定又は県税条例第42条の4の規</p>

定にかかわらず、不均一の課税をする。

(1) 電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額

略

(2)・(3) 略

2 略

3 第1項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

定にかかわらず、不均一の課税をする。

(1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額

略

(2) 略

(3) 前2号以外の業種に係る所得又は収入金額

略

2 略

3 第1項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（以下「新離島条例」という。）第2条第1項第1号の規定、第2条の規定による改正後の香川県過疎地域における県税の特別措置条例（以下「新過疎条例」という。）第2条第1項第1号（算式に係る部分を除く。）の規定及び第3条の規定による改正後の香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例（以下「新地方活力条例」という。）第2条第1項第1号の規定は平成29年3月31日から、新離島条例第2条第1項各号列記以外の部分の規定並びに新過疎条例第1条、第2条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号（算式に係る部分に限る。）の規定は同年4月1日から適用する。

（香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置）

3 新離島条例第2条第1項第1号の規定は、平成29年3月31日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

4 平成29年4月1日以後に新離島条例第2条第1項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者で同条の規定の適用を受けようとするもののうち、新離島条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「法第72条の25、第72条の28、第72条の55（法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）若しくは第745条第1項において準用する法第383条又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第19号）の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。

（香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置）

5 新過疎条例第2条第1項第1号（算式に係る部分を除く。）の規定は、平成29年3月31日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

6 新過疎条例第2条第1項第1号（算式に係る部分に限る。）の規定は、平成29年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前

に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

7 平成29年4月1日以後に新過疎条例第2条第1項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者で同条の規定の適用を受けようとするもののうち、新過疎条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第19号）の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。

（香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置）

8 新地方活力条例第2条第1項第1号の規定は、平成29年3月31日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用する。